

令和 8 年度第 1 回松戸市入札監視委員会議事録

1. 日時 令和 8 年 7 月 8 日（水曜日）
2. 場所 松戸市役所新館 5 階 市民サロン
3. 出席者 〈委員〉福田委員長、櫛下委員、霞委員
〈事務局〉加藤財務部長、契約課長
〈審議案件担当課〉契約課、下水道維持課、建築保全課、学校施設課、消防総務課、
道路維持課、技術管理課、都市計画課、街づくり課
4. 傍聴人 0 名
5. 議題
 - 1 会議録署名委員及び審議案件抽出委員選出
 - 2 本年度契約事務の改正について
 - 3 入札及び契約の手続の運用状況報告
 - 4 指名停止の運用状況報告
 - 5 抽出事案審議
 - 6 議事の概要

（1）会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

発言者	発言内容
事務局	では、定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年度第 1 回松戸市入札監視委員会を開催いたします。
加藤財務部長	委員会の開催に当たりまして、加藤財務部長よりご挨拶を申し上げます。 おはようございます。財務部長の加藤でございます。 本日は第 1 回の入札監視委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本市におきましては、日々、公平公正な入札執行を行うよう、事務局や担当課で努力しているところでございますけれども、皆様方の御意見をいただきながら、引き続き公正公平な入札執行に努めてまいりたいと考えておりますので、本日は、よろしくお願いいたします。

事務局	本日、財務部長は業務の都合によりまして、退席とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
加藤財務部長	よろしくお願いいたします。
事務局	では続けさせていただきます。本委員会は原則として公開となっておりますが、傍聴希望者はいないため、以後の傍聴希望者は事務局の受付をもって許可したものといたします。
	それでは、始めてまいりたいと思いますけど、今年度第1回目の委員会となりますが、山田委員の異動に伴い、後任として、櫛下委員が今回より委員となりました。委員の皆様、よろしくお願いいたします。
福田委員長	それでは、福田委員長、議事の進行をお願いいたします。
	それでは、議事を進めます。
	議題1、会議録署名委員及び審議案件抽出委員選出を議題とします。
事務局	事務局より説明をお願いします。
	会議録署名委員と審議案件抽出委員につきましては、順番で行うこととしておりまして、今回の会議録署名委員及び次回の審議案件抽出委員は櫛下委員となりますが、これでよろしいかご確認をお願いします。
福田委員長	両方とも櫛下委員ということですが、よろしいでしょうか。ご質問ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
福田委員長	では、今回の会議録署名人、次回の審議案件抽出委員は櫛下委員となりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 本年度契約事務の改正について

福田委員長	次に、議題2、本年度契約事務の改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
-------	--

事務局	まず、(1)指名停止基準について説明いたします。 本市では、全業種に係る指名停止を「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準」に基づき行ってきましたが、同基準には「物品」や「清掃等の業務委託」に関する規定が明確ではなかったため、実際の運用に合わせて規定を整備したものです。 また、「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準の運用基準」につきましても、千葉県「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止基準」に規定されている「業務に関し、法令違反により行政処分を受けたとき」により千葉県が指名停止とした業者の取扱を追加し、実際の運用に合わせて規定を整備しました。 次に、(2) 建設工事週休 2 日制適用工事についてご説明いたします。 本市の「建設工事週休 2 日制適用工事实施要領」は、千葉県の「週休 2 日制適用工事实施要領」に準拠して運用しております。このたび、千葉県において同要領の改正が行われたことから、本市においても同様の改正を行いました。 改正内容は、週休 2 日工事の取組方式として、従来から存在していた「月単位の週休 2 日」、「通期の週休 2 日」に加え「完全週休 2 日」を新設したものです。 次に、(3) 工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱についてです。 従前の要綱では、別表 1 に掲げる業種区分のうち、複数の区分に該当する業務を一括して発注する場合の最低制限価格の算定方法が明確に規定されていなかったことから、その算定方法を別表 2 に明記したものです。 説明は以上になります。 それでは、本年度制度改正につきまして、いただいたご質問について契約課より回答いたします。資料 4 ページをお願い
契約課	

いします。まず、この契約事務の改正について、3つの質問をいただいております。

1点目としまして、改正経緯のなかに、現在の運用にあわせ「物品の調達」、「清掃業務等の業務委託」を明記するとありますが、これまでも、すべての契約が対象になっていたとの理解でよろしいですか。保険、旅行会社などが対象になったこともあります、これらは、これまで記載されていたのですか。というご質問でございます。

2点目は、対象契約について、「実際の取り扱いにあわせて対象業種を明記」とされてはいますが、対象とされていない業種はありますでしょうか。ある場合は、対象とならない業種とその理由をご教示ください。また、「清掃等の業務」の等はどういった業務が含まれるでしょうか、ご教示ください。というご質問がございました。

1点目、2点目の回答につきましては、対象外となる業種はございません。本市では、従来からすべての業種について「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準」に基づき指名停止の取扱いを行ってきましたが、「物品」や「清掃等の業務委託」に関する規定が明確でなかったため、実際の運用に合わせて規定の整備をしたものです。

なお、「清掃等の業務委託」の等には、施設管理、システム情報関係、事務委託、計画策定など、清掃以外のすべての業務委託が含まれます。

3点目としまして、「千葉県が指名停止とした業者の取り扱いを追加する」としてはありますが、関東地方整備局が指名停止した業者は、松戸市の入札には影響を与えないのでしょうか、ご教示ください。というご質問でございます。

こちらの回答としましては、松戸市の入札に影響が生じるのは、本市が「松戸市建設工事等請負業者指名停止基準」に基づき指名停止措置を行った場合に限ります。なお、千葉県

が指名停止を行った場合は、本市にも通知があるため内容を確認していますが、関東地方整備局の指名停止については、通常、本市に通知される仕組みとはなっておりません。そのため、関東地方整備局による指名停止措置が直ちに松戸市の入札に影響するものではありません。

続きまして、（２）建設工事週休２日制適用工事についての質問が１点ございました。質問の内容といたしましては、工事期間に限らず、就業規則等で常時週休２日制を採用している事業者はどのくらいいるか把握していたら教えてくださいというご質問でした。こちらの回答といたしましては、建設業者の就業規則等における常時週休２日制の採用状況については、本市としましては調査集計を行っていないため把握しておりません。なお、本市が確認しているのは、発注した工事における現場での週休２日の達成状況となります。

次に、（３）工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱について、２点の質問をいただいております。

１点目、これまでと実際のやり方自体は変わらないと考えてよいですか。明文化しただけという理解でよろしいですか。というご質問でございます。

こちらの回答といたしましては、算定方法に変更はございません。従来は、別表１の複数の業種区分に該当する業務を一括して発注する場合の最低制限価格の算定方法が明確でなかったため、その算定方法を別表２に明記したものでございます。

２点目は、今回の改正内容ではございませんが、第４条第２項の最低制限価格を事前公表することはあるのでしょうか。また、予定価格についても事前公表することはあるのでしょうか。ある場合は、その理由をご教示ください。というご質問でございます。こちらの質問につきましては、最低制限価格の事前公表は行っておりません。なお、予定価格につ

福田委員長	きましては、一般競争入札により発注する建設工事及び業務委託等を対象に事前公表を行っております。これにつきましては、入札・契約手続きの透明性を確保するとともに、官製談合の防止を図るという目的のためでございます。 ありがとうございました。今の説明で何か質問はございますか。
櫛下委員	最後の私の質問については、大変恐縮ですが、国土交通省の立場から申し上げます。令和6年の12月に国土交通大臣及び財務大臣から、予定価格の事前公表は行わないよう要請する通知が発出されていると思います。もちろん、地方公共団体の契約事務は自治事務であり、最終的な判断は松戸市に委ねられますが、国としては、事前公表を行わないことが望ましいとの考え方を示していますので、その点をご承知おきいただければと思います。以上でございます。ありがとうございます。
契約課	現時点では、松戸市として予定価格の事前公表の取り扱いを変更する予定はありません。しかしながら、近年の入札を取り巻く状況は、資材価格や労務費の上昇などにより大きく変化していることから、今後の入札結果や運用状況を踏まえ、必要な見直しについては検討していくべきと考えています。その際には、国土交通省及び財務省の通知の内容についても改めて確認しながら、適切に対応してまいります。
福田委員長	改正内容を拝見したところ、「物品の調達、清掃等の業務委託その他の契約」とされていますが、「等」には、今回例として挙げられた保険契約や旅行業務なども含まれる説明でした。そうであれば、「清掃等の業務委託」とするよりも、「すべての業務委託契約」といった表現の方がわかりやすいのではないかと思います。書きぶりの問題かもしれませんが。
契約課	従前からそのような運用としていましたが、要綱上で明確

	に示していなかった点が課題であったため、今回の改正でその点を明確にするための文言を追加しました。
霞委員	建設工事の週休２日制適用工事について、千葉県が要領を改正されたというところですけども、これはどういった経緯ですか。
契約課	千葉県では、基本的に国の取扱に準じて制度改正を行っているかと思いますが、今回、これまでの「月単位の週休２日制」から、今よりも労働者の労働環境を改善するという目的として、「完全週休２日制」を導入しましたので、松戸市においても、この千葉県の改正に準じて制度改正を行ったところですよ。
霞委員	表題に適用工事と書いてありますが、適用する工事と適用しない工事があるということですか。
契約課	原則として、週休２日自体はすべての工事を対象としておりますが、週休２日に関しましては、千葉県もそうですが、すべての工事を完全週休２日制にするのは難しい部分がありますので、受注業者の申告により、週休２日が確認できた場合には契約金額を増額するような制度設計にしています。
福田委員長	私からの質問の趣旨も、就業規則で完全週休２日制を取り入れている業者がわかっているならば、その業者が受注した工事が対象になるものと思っていたんですけども、今のところ就業規則は把握していないということですね。わかりました。
契約課	就業規則までは把握していませんので、あくまで工事期間での週休２日制になります。
福田委員長	今朝のテレビニュースで、熱中症対策として、夏季の猛暑期間を考慮し、工期を延長するなどの取組が報道されておりました。こうした取組も含め、今後の熱中症防止の観点から工期設定を工夫していくことが重要ではないかと考えています。
契約課	国からは、適正な工期設定について従前から通知が示され

	ていますので、その趣旨を踏まえ、熱中症対策についても、発注担当課と受注者が十分に協議を行い、適切に制度を活用していただければと考えています。
--	---

(3) 入札及び契約の手続の運用状況報告について

福田委員長	次に議題3「入札及び契約の手続の運用状況報告」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	入札及び契約の手続の運用状況につきましては7ページ記載のとおりとなります。 なお、10～15ページは契約一覧となっております。 9ページをご覧ください。 入札及び契約の手続の運用状況報告につきましては、2点のご質問をいただいております。 1点目は、人件費・資材等の高騰で、全国の自治体で入札不調が頻発していると報道されています。松戸市の場合、今回の対象期間ではいかがでしたか。入札不調は何件、そのうち再入札で契約できたもの、事業を見合わせたもの等あれば内訳を教えてください。また市として講じている対策があれば教えてください。 2点目は、入札取り止めや入札不調案件はあるでしょうか。ある場合は件数、原因調査の有無、原因などご教示ください。という質問がございました。
契約課	それでは、2点の質問について契約課から回答いたします。令和7年度下半期の入札不調中止の状況でございますが、建設工事につきましては、不調が1件、中止が8件ございました。不調になった原因は、入札参加者が全者辞退したことによるものでございます。対応といたしましてはランクを広げて再発注し、契約締結に至りました。中止8件につきましては、工事の設計金額の積算を行うシステム内にミスが

	あり、積算した設計金額に誤りが生じていました。積算に誤りが生じていた8件の案件を取下げ中止とし、システム内のミスを修正後、積算を見直し再発注して契約締結に至っております。工事関連業務の不調1件につきましては、3者が入札に参加しましたが、2者辞退、1者が予定価格超過で不調になりました。こちらにつきましては、今後、再発注を予定しているところでございます。 不調の原因調査につきましては、現時点では、入札案件ごとに事業者への聞き取り等の詳細な原因調査は実施しておりません。入札結果や発注条件等を確認しながら状況を把握しておりますが、今後、不調案件の増加や継続的な発生が見られる場合には、必要に応じて原因分析の方法について検討したいと考えております。 入札の不調対策としましては、区分に分けて対応しております。適切な予定価格の設定については、市場価格や労務単価、資材価格を適切に予定価格に反映する。参加要件の緩和については、地域要件や実績要件を見直す。週休2日制工事等への対応については、働き方改革に対応した発注を行い、建設業界の労働環境改善につなげる。事業者との意見交換会については、建設業団体等との意見交換会を通じて課題の把握に努める。といった対策を行っております。
福田委員長	ありがとうございます。この最後の不調対策で、事業者との意見交換会というのは、年1回でしょうか。
契約課	年1回実施しております。今年度は8月を予定しております。松戸市の建設業協同組合、上下水道管工事業協同組合、電業協会、造園緑化協同組合の4団体と意見交換会を実施予定です。
福田委員長	中止8件というのは、価格の問題とかではなくて、設計金額や積算を行うシステム内のミスということですが、どのようなミスがあったのでしょうか。

事務局	土木工事の積算システムにおいて、定期的な単価更新時に補正率を誤って登録したことが原因です。その後、システム業者から誤登録があったとの報告を受け、誤りが判明しました。業者から報告があった時点で、すでに誤った補正率で予定価格を積算した公告中の案件がありましたので、この公告を取下げ中止とし、正しい補正率で予定価格を積算し、再度公告しております。
霞委員	利用者としてはなかなかチェックしようがないですね。
契約課	そうですね。今回の件については、システム業者からの報告で判明しました。
霞委員	そうするとちょっと統制上いかがなものかと思います。
契約課	担当課としても登録された単価が間違っていないか適宜チェックをする体制にはなっていると思います。
福田委員長	業者の方から再発防止の方策はだされていますか。
契約課	担当課や事業者に再発防止に向けて当然取り組んでいると思いますが、具体的な方策は把握しておりません。
福田委員長	何をどう間違えたのかわかりませんが、そこを究明していただいて、直していただいたというのを市で確認していただけたらと思います。

(4) 指名停止運用状況報告について

福田委員長	よろしいですか続きまして、議題4の指名停止の状況報告について議題とします。説明をお願いします。
事務局	指名停止の運用状況につきましては、16ページ記載のとおりとなっております。 17ページをご覧ください。 いただいた質問は1件ございました。

契約課	指名停止運用状況一覧の内、番号３，４の跨線橋点検業者は、松戸市が過去に依頼したことはありますか。あれば教えてください。福田委員長からのご質問でございます。契約課から回答いたします。
福田委員長	（株）トーニチコンサルタントにつきましては、令和５年から調べた結果２件の契約実績がございました。 日本交通技術（株）は松戸市との契約実績はございませんでした。
契約課	跨線橋点検業務については、他の事業者と共同して受注予定者が受注できるよう調整し、公共の利益に反して取引分野における競争を実質的に制限していたとされています。 跨線橋点検業務を実施できる事業者がどの程度存在するのですか。今回の事案について確認したところ、本市でも当該事業者との契約実績があったとのことですが。 橋梁をはじめとするインフラ施設の老朽化が進む中、橋梁点検は１０年以上前から継続的に実施されています。一度にすべての点検を行うことはできないため、一定数の発注が継続的に行われている状況です。一方で、このような状況は本市に限らず他の自治体でも同様であると考えられます。また、橋梁点検業務を受注できる事業者数については把握していませんが、設計コンサルタント業務の入札には比較的多くの事業者が参加している状況を踏まえると、跨線橋点検業務についても対応可能な事業者は相当数存在するのではないかと考えられます。ただし、これはあくまで推測によるものです。

（５）抽出事案について

福田委員長	よろしいですか続きまして、議題５の抽出事案の審議を議題とします。事務局より説明をお願いします。
--------------	--

事務局	はじめにお伺いいたします。 今までと同様 1 件ごとに資料を説明した後、審議をしていただく形でよろしいでしょうか。
福田委員長	はい。
事務局	今回の抽出された案件は、建設工事は4件で、一般競争入札3件、随意契約1件、工事関連業務委託は、一般競争入札1件、随意契約1件の合計6件です。 なお、審議対象課は、案件ごとに入れ替えを行いますのでよろしくお願いいたします。 それでは建設工事のうち一般競争入札の1件目、資料18ページの抽出事案説明書をご覧ください。 下水道維持課発注の「小山ポンプ場No. 7/8ポンプ原動機他更新工事」です。種別は機械器具設置工事、事業概要は記載のとおりとなります。 入札参加資格要件は機械器具設置工事の A ランク、地域要件なし、過去10年以内で公共工事のポンプ場・終末処理場等の立軸斜流ポンプの新設・増設・更新工事又は補修工事を元請として施工した実績がある者とし、以上の要件より対象事業者数は29者で入札参加者は1者でした。 予定価格は730,367千円、契約金額は729,300千円で落札率99.85%でした。 20ページをご覧ください。 いただいたご質問につきまして回答いたします。 質問 1 として、福田委員長から、対象業者数が 29 者のうち 1 者しか参加していない理由は何だと考えていますか。また、同様のご質問が霞委員と榎下委員からございました。回答は、下水道維持課からいたします。 当該小山ポンプ場は(株)日立製作所にて昭和 47 年に建設されております。今回、更新対象となる原動機等は本ポンプ場の主要な施設であり、当該設備に精通していなければ施工が
下水道維持課	

事務局	困難と考えられ、㈱日立製作所の特約店であるアキラ㈱の1者入札となったものと思慮されます。 続きまして、質問2について、落札したアキラ㈱は松戸市と契約した実績はありますか。これは、福田委員長からのご質問です。下水道維持課から回答します。
下水道維持課	アキラ㈱と契約した実績については、下水道維持課の事業では、直近3年で、令和7年度に「小山ポンプ場No.2立軸斜流ポンプ修繕」、令和6年度に「小山ポンプ場No.4立軸斜流ポンプ修繕」と「小山ポンプ場放流ゲート他点検業務委託」、令和5年度に「小山ポンプ場No.6立軸斜流ポンプ更新工事」を契約しています。
事務局	続きまして質問3、落札率が100%に近いことについて、推察される原因や背景など見解をご教示ください。のこの質問は櫛下委員からのご質問です。下水道維持課から回答します。
下水道維持課	あくまでも推察になりますが、予定価格を事前に公表している中で、事業者の方で採算ベースで積算した結果、今回このような高い落札率になったものと考えられます。以上です。
福田委員長	ご説明ありがとうございます。 これについてご質問はありますか。
霞委員	29者の対象事業者の中で、この日立の特約店っていうのは1者だけなんですか。
下水道維持課	こちらにつきましては全国を対象にしておりますので、1者だけではないと思いますが、29者のうち特約店が何者あるかは把握しておりません。
霞委員	他の日立の特約店もあるのであれば、条件は同じだと思われますので、他の特約店が参加しなかったのか理由をどのように分析されますか。
下水道維持課	入札に参加するかどうかは、最終的に各事業者の経営判断

福田委員長	によるものと考えています。また、一口に日立製作所の特約店といっても、日立製作所は幅広い製品を取り扱っており、特約店にも得意分野があります。今回の工事はポンプ施設の原動機の更新工事であることから、この分野を得意とする特約店に対象が絞られたことも、参加者が1者となった要因の一つではないかと考えています。
下水道維持課	当該施設に精通していなければ施工が困難と考えられるというのであれば、随意契約になるのではという気持ちになる。 過去の受注実績につきましては、質問2をご覧くださいとお分かりいただけたと思いますが、小山ポンプ場の設備工事については、これまでアキラ㈱が落札している割合が高く、ポンプ設備関係の工事を継続して受注している実績があります。 そのため、随意契約でもよいのではないかという見方もありかもしれませんが、ポンプ設備自体は日立製作所以外にも複数のメーカーがあります。より多くの事業者に参加の機会を確保し、競争性を担保する観点から、本市では一般競争入札を実施しています。その結果として、今回も、また過去の案件においても、アキラ㈱が落札する結果となっていますが、これは一般競争入札を行った結果であり、特定の事業者を前提とした発注をしているわけではありません。
福田委員長	日立の特約店に限らないから、一般競争入札ができる状況なのですね。
下水道維持課	工事には一定のリスクも伴うことから、事業者としても必ずしも参加しやすい案件ではありませんが、本市としては、一般競争入札という形で実施しております。
福田委員長	門戸を広げて一般競争入札したところで、結果的に1者っていうのはちょっと残念ということでしょうか。
櫛下委員	入札の仕組みについてですが、電子入札参加者は、自分以

	外に誰が参加しているか分かる仕組みになっているのですか、それともわからない仕組みになっているのですか。
契約課	わからない仕組みになっています。
櫛下委員	わからない仕組みになっているならば、入札の参加者が自分1者だけということがわからないということですよ。
契約課	はい。そのとおりです。
櫛下委員	わかりました。 日立さんが作ったポンプはいっぱいあると思いますが、アキラ株式会社がほとんど受注しているということですね。
下水道維持課	実際にはそうです。下水道のケースしか明確にお答えできませんが。
櫛下委員	国でもポンプ系は随意契約にすることはあまりありませんが、参加者は少ないというイメージがあります。
福田委員長	他に何かご質問ありますか。無いようでしたら次の案件を審議します。
事務局	では、次の抽出事案に行きたいと思いますので、担当課を入れ替えます。 続きまして、資料22ページの建築保全課設計、学校施設課発注の「松戸市立寒風台小学校ほか8校体育館空調設備設置照明改修電気設備工事」です。種別は電気工事、事業概要は記載のとおりとなります。 入札参加要件は電気工事のAランク、市内本店、過去10年以内に公共工事の電気工事を元請として施工した実績がある者とし、以上の要件より対象事業者数は13者で入札参加者は1者でした。 予定価格は143,220千円、契約金額は142,890千円で落札率99.77%でした。 24ページをご覧ください。 いただいたご質問につきまして回答いたします。 質問1としまして、福田委員長から「令和7年度下半期抽

建築保全課	出一覧（工事・一般競争）のNo.22からNo.30の工事は同種の工事で、その内電気工事は4件が1者入札で重複がありません。あらかじめ入札業者を振り分けている懸念はありませんか。 でございます。これにつきましては建築保全課より回答します。 当該工事は、同時期に多数の案件を発注していますが、発注時点で対応可能業者が13者程度存在し、過去の入札実績等からも競争性は確保できると判断していました。結果として1者入札となりましたが、各業者が技術者配置の制約等により受注可能な案件を選択した結果と考えています。
契約課	補足なのですが、昨年度は、市内の小中学校66校の体育館への空調設備設置に伴い、建築工事や電気設備工事など分離発注により実施いたしました。発注時期についても、できる限り競争性を確保できるよう、時期を分散して発注しております。 本市では、対象となる事業者が10者以上いる場合には、一定の競争性が確保できるものと考えておりますが、実際には各事業者の規模や配置できる技術者数には差があります。また、松戸市の工事だけでなく、千葉県などほかの発注機関の工事を受注しているため、限られた技術者で多くの工事を抱えることが難しい状況もあったと考えられます。さらに、事業者ごとに営業エリアや得意とする地域、工事内容などにも違いがあることから、こうした様々な要因が重なった結果、今回のような入札結果になったものと推測しております。
福田委員長 契約課	市内業者ってことですので、この業者はこのエリアっていう、事実上の担当制のようなものがあるのでしょうか。 エリアもありますし、過去の実績もあると思います。 年間でこんなに多く発注することは、滅多にないので、このような結果になりましたが、今後、同じようなことが発生

福田委員長	した場合につきましては、担当課と協議しながら、どう分けていくか検討したいと思います。 工事の進行とか性質とかも、ある程度工夫の余地があるのではないかと思います。あと夏休み期間じゃないとできないような場所もありますので、ご配慮いただきたいなと思っています。
櫛下委員	工事の中身は、空調を新たに設置することと、照明はＬＥＤ化ですか。
建築保全課	松戸市内の体育館のＬＥＤ化が進んでいない照明をＬＥＤ化しました。
櫛下委員	なんとなく気になるのは、次回の更新も同じようなことが起こりえるのかなと思っていて、タイミングをうまく分けられるといいですね。
建築保全課	補足しますと、昨年度一斉にやらなくてはいけなかった理由が、国の補助金が昨年度で切れてしまうということがありまして、一斉にやったところですよ。今後これぐらいの大型の補助金の事業はおそらく無いと思いますので、随時更新していくような形を考えています、
櫛下委員	熱中症対策ですかね、承知しました。
霞委員	私が住んでいる八千代市でも、同様の工事を一斉に実施していました。事業者同士には横のつながりもあると思いますので、工事の受注について何らかの話し合いが行われることもあるのではないかと感じます。もちろん、それが適切かどうかは別問題ですが、「この工事はこちらが担当する」といった調整が行われる可能性も考えられます。そのような調整が事業者間で行われるとすれば、談合との境界もあり、非常に難しい問題だと感じます。
福田委員長	このように、一斉に工事を実施しなければならない特殊な事情がある場合には、むしろ受注者を振り分ける方法や抽選による方法なども考えられるのではないかと思います。もち

事務局	ろん、そのような手法を採用するためには、法令や条例との関係を整理する必要があるとは思いますが、一つの方法として検討の余地はあると思います。 では、質問 1 の回答説明に質問 2 の回答も含まれていましたので、質問 3 の説明に移ります。霞委員からの質問で、8校一括ではなく、地域別に分解することで、競争性が担保できる可能性はあるか、につきましては、建築保全課から回答いたします。
建築保全課	令和7年度下半期の小中学校体育館空調設備設置は合計38校で実施し、それをある程度の地域に分け、5つの工事にて発注しました。それをさらに分割することは難しかったと思われます。
事務局	続きまして、質問 4 につきましては、落札率が100%に近いことについて、推察される原因や背景など見解をご教示ください。は、櫛下委員からの質問です。建築保全課から回答いたします。
建築保全課	落札率については、予定価格が事前に公表されていることもありますが、積算数量に基づいて事業者が算出した結果、高落札率になったものと考えられます。
櫛下委員	電子入札は参加者がわからないということなので、わかっているならば予定価格の近くで入れようと思いますが、わかっているなければ競争しようと思って入札した額だと思しますので、承知しました。
福田委員長	よろしいですか。
事務局	続きまして、26ページの建築保全課設計、消防総務課発注の「松戸市二十世紀が丘消防署建設工事」です。種別は建築一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。 入札参加要件は建築一式工事のAランク、市内本店、過去10年以内で公共工事の建築一式工事を元請として施工した実績がある者とし、以上の要件より対象事業者数は14者で入札

契約課	参加者は1者でした。 予定価格は850,080千円、契約金額は849,200千円で落札率99.90%でした。なお、この案件は総合評価方式にて実施しております。 28ページをご覧ください。 いただいたご質問につきまして回答いたします。 質問1としまして、開札から契約まで他の工事より期間が開いているようですが、事情があれば教えてください。これは、福田委員長からのご質問です。契約課から回答いたします。 開札から契約までの期間が開いている理由につきましては、当契約は議会の議決を要する契約であるため、落札決定後に仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約を締結しています。このため、入札日から契約締結日まで一定の期間を要しています。なお、議会の議決を要する契約は、予定価格2億3千万円以上の案件になります。
事務局	続きまして、質問2ですが、入札参加業者が辞退した理由でございます。これは3人の委員からいただいております。契約課から回答いたします。
契約課	入札参加者が1者となった理由は、2者の入札参加申し込みがありましたが、その内1者が、「この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」という理由で入札辞退届を提出したため、入札参加者が1者となりました。
事務局	続いて質問3につきまして、落札率が100%に近いことについて、推察される原因や背景など見解をご教示ください。榎下委員からのご質問でございます。建築保全課から回答します。
建築保全課	落札率については、予定価格が事前に公表されていることもありますが、積算数量に基づいて事業者が算出した結果、高落札率になったものと考えられます。

櫛下委員	大規模な建築工事ですが、受注業者の㈱湯浅建設は、国の案件でもよく見かけます。
福田委員長	実際のところ、入札参加申し込みした後で技術者の確保が困難であると言って、入札を辞退することはよくあることですか。最初から分かっているんじゃないかという感じもします。
契約課	例えば同時期に同じ建築工事があつて、両方の工事に太陽ハウスさんが同じ技術者で申し込んでいた場合、先に落札した工事に技術者が配置されますので、もう一方の工事は辞退することになります。申し込み後から技術者の入れ替えは認めていませんので、このようなケースが発生します。
櫛下委員	太陽ハウスは市内の業者ですか。
契約課	松戸市に本店がある会社です。
福田委員長	ほかに質問はありますか。
	無いようですので次の案件を審議します。
事務局	続きまして、30ページ、随意契約の案件で道路維持課発注の「市内一円道路補修工事（R7-6）」です。種別は土木一式工事、事業概要は記載のとおりとなります。
	随意契約理由は記載のとおりです。
	予定価格は【非公表】、契約金額は12,760,000円で落札率は【非公表】でした。
	32ページをご覧ください。
	いただいたご質問につきまして回答いたします。
	企業局発注の工事と同時に発注して、入札にすることはできない性質の工事だったのでしょうか。工事期間と経費の節減は、具体的にどのくらいですか。福田委員長からの質問です。回答は道路維持課からいたします。
道路維持課	千葉県企業局発注工事の受注者の㈱湯浅建設は、周辺地下埋設物を、資料や試験掘削により調査しており、施工条件を熟知していました。

事務局	本件の現場は地下埋設物が輻輳しており、入札により業者を決定した場合、大量の調査を要し、また、施工中に他企業埋設物を損傷する事故発生のリスクが存在しました。 施工条件を熟知した業者により施工することで、円滑な施工による工事期間の短縮と経費の削減に繋がったと考えております。 試算の結果、期間につきましては約2カ月の削減、経費につきましては約4,000,000円の削減となります。以上でございます。 続きまして、質問2、件名は「市内一円」となっているが、本件は、松戸市小根本42番地という限定されたエリアの工事ということか。本件につき、千葉県企業局との情報共有（例えば先方の工事の進捗状況、問題点など）はどのように行われているか。霞委員からの質問です。回答は道路維持課からいたします。
道路維持課	本件の工事場所は、松戸市小根本42番地先の1箇所でございます。千葉県企業局との情報共有につきましては、工事発注前から、経済性と安全性を考慮し、本件を千葉県企業局発注の地盤改良工事と合同で施工するよう調整をしており、発注後は、受注者の側で建設を通して工事の進捗状況や苦情発生状況を共有していました。以上でございます。
事務局	続きまして、櫛下委員からの質問が3件ございます。①随意契約理由に記載のある「工事個所が一部重複する」との記載について、どの程度重複しているのでしょうか。「破損している雨水管」の位置とガス・水道・N T T等の地下埋設物との位置関係も含め、図面にてご教示ください。 ②千葉県企業局発注の「松戸市小根本42番地先根本岩瀬線φ500mm送・配水管漏水修繕工事に伴う舗装復旧工事」の受注者が契約者との理解でよろしいでしょうか。 ③地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に係る随意契約

道路維持課	の運用、要領、ガイドライン等がありますでしょうか。あれば本件について運用等との該当性について、ご教示ください。道路維持課から回答いたします。 ①につきましては、千葉県企業局発注の工事範囲内に、本件の工事範囲が含まれます。他企業の地下埋設物との位置関係も含め、別添図面によりお示しします。 (図面により説明) ②につきましては、ご理解のとおりです。 ③につきましては、本件の契約には、「松戸市随意契約ガイドライン」を適用しています。本ガイドラインには地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に係る随意契約の適用例として、「期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合」と記述されており、本件に該当します。以上でございます。
櫛下委員	私が少し気になったのは、費用負担の区分や責任の分界点をどのように整理しているのかという点です。例えば、掘削工事であれば、どこまでは県が負担して、どこから松戸市が負担するのか、あるいは責任の範囲をどのように分けるのか、その調整は非常に難しいのではないかと思います。実際には、そのような点について、どのように調整をされていますか。
道路維持課	道路には道路法に基づく「原因者施工」という考え方があり、法律にも規定されています。今回の工事については、千葉県企業局が管理する水道管の漏水により地盤が劣化しているおそれがあったことから、原因者である千葉県企業局の責任において地盤改良工事を実施していただいたものです。また、前段階では、漏水した水道管の取替工事が別途実施されております。その際、本市が管理する雨水管について、約2年前の水道管取替工事の際に破損が確認されたことから雨水管の取替方法について千葉県企業局と協議を重ねながら進め

	てきた経緯があります。なお、費用負担については、原因者と管理者の区分に基づいて整理しております。協定書を締結しているわけではありませんが、それぞれの責任区分に応じて対応しております。
櫛下委員	そうすると、工事部分だけの費用という感じですか。掘削費用とか下水は結構深い部分になると思いますが。
道路維持課	今回の場合は、雨水管というか道路の側溝から側溝を連絡している管なので、深さとしてはそれほど深くありません。
櫛下委員	そうすると、他の占用物件の切り回しとかそういうのは今回生じていないということですね。わかりました。
福田委員長	私が気になっているのは、千葉県企業局が発注する工事と今回の松戸市の工事について、同じ事業者が施工しなければならない状況にある中で、費用負担の区分や責任の整理が難しい部分があるのではないかという点です。そうであれば、例えば工事を一括して千葉県企業局が発注し、松戸市は費用負担のみを行うといった方法も考えられるのではないのでしょうか。工事完了後に費用を清算し、それぞれの負担割合に応じて負担する仕組みとすることで、工事全体の効率化や総工事費の縮減につながる余地があるのではないかと思います。
道路維持課	基本的には、それぞれの管理施設については、その管理者が工事を実施することを原則としております。ご指摘のような方法も考えられる可能性はありますが、今回は当初から、それぞれの管理者が自ら管理する施設について対応するという考え方で協議を進めてきました。
福田委員長	同じ事業者が受注して、会計上、一つの工事っていうのであれば、お金の分担だけで解決できたのではないかと思った次第です。
櫛下委員	受託のような制度はあまりないのですか。国の場合だと受託とか付帯工事っていう制度があるんですが。

道路維持課	受託工事で実施する場合がありますが、例えば鉄道をまたいでいる橋の補修を行う場合などは、ＪＲに受託しております。
福田委員長	他に何かご質問はありますか。無いようでしたら次の抽出事案を審議します。
事務局	続きまして、34ページ、委託の一般競争入札で都市計画課発注の「松戸市都市計画図等更新業務委託」です。種別は測量の地図調整、事業概要は記載のとおりとなります。 入札参加要件は測量の地図調整に登録、地域要件なし、過去10年以内で官公庁発注のＧＩＳを活用した地図調整業務の履行実績があるものとし、以上の要件より対象事業者数は193者で入札参加者は1者でした。 予定価格は2,509,100円、契約金額は2,123,000円で落札率84.61%でした。 36ページをご覧ください。 いただいたご質問につきまして回答いたします。 質問１、これまでの都市計画図の更新業務は、これまでどの事業者が受託しているのですか。都市計画図の更新は、5年に1回一括更新、毎年部分更新という自治体が多いようですが、松戸市はどうなっていますか。同様であるとする、本件は後者にあたるのでしょうか。福田委員長からの質問です。都市計画課から回答いたします。
都市計画課	内外地図(株)が受託しています。 都市計画図の更新は毎年部分更新をしています。一括更新はしていません。
事務局	続きまして、質問２、対象事業者数（193者）と極めて多いにもかかわらず、1者入札となった理由。霞委員と櫛下委員からの質問です。都市計画課から回答します。
都市計画課	都市計画図の更新は、ご質問の後者にあたりまして、毎年修正箇所のみを部分更新したものを印刷しております。都市

	計画図は毎年更新を行っておりますので、窓口に閲覧システムがあるんですけども、そちらとの整合性を図るためにも、毎年の更新、印刷が必要であると考えています。次に、入札が１者となった理由でございますが、一般競争に参加するかどうかは、事業者の判断になりますのでわかりかねる部分が大いんですけども、考えられる原因の一つとしまして、更新する都市計画図の時点情報が年度末の日付、例えば今年度作成するものでしたら、令和９年３月３１日時点となりますことから、更新内容が確定してから年度内に図面に反映印刷する必要がございます。その更新内容の確定が、その年度の冬頃、都市計画審議会を経て決定することになりますので、どうしても工期が短くなってしまいますため、松戸市の都市計画に対するノウハウをある程度もっているかどうかというのも、参加のしやすさに関係してくるのではないかと思います。以上でございます。
福田委員長	ありがとうございました。
都市計画課	質問１に関連しまして、過去５年間の受注業者は、ずっと同じですか。
福田委員長	そうです。把握している限りでは、平成２０年以降、複数社が入札に参加した年もありましたが、内外地図(株)が受注しております。
都市計画課	ずっと一般競争入札ですか。
契約課	令和３年度は入札参加者が無かったため、指名競争入札を行いました。 従前は地図の印刷業務として指名競争入札により発注しており、松戸市協同組合などが受注しておりました。その後、地図のデジタル化に伴い製作方法も従来のアナログ方式からデジタル方式へ移行し、従来受注していた組合では対応が難しくなったことから、現在はデジタル技術を有する大手事業者が受注するようになり、一般競争入札を実施しています。

	なお、用途地域は毎年大きく変更されるものではありませんが、生産緑地などは変更が生じることもあるため、既存データ業務内容を把握している事業者が一定程度有利になる面もあります。しかし、それだけでは随意契約の理由にはならないことから、競争性を確保する観点から一般競争入札を実施しています。
櫛下委員	本業務は、測量業務というよりも、既存データを活用した役務の提供とっていて、元データを貸与すれば対応可能な事業者もあると考えられることから、役務契約として発注することも視野に入れることで、入札参加者の拡大につながる可能性があると思います。
福田委員長	作成したデータは松戸市の製作物として納品されるのですか。
都市計画課	データも納品いただいております。ただ、市でも大判プリンターを保有しておりますが、どうしても線の表現などは専門の印刷業者ほど鮮明に印刷することはできません。販売する地図は財産権などの権利に大きく関わるものであるため、情報を正確に表現する必要があります。そのため、印刷は専門的な知識や技術を持つ印刷業者に依頼する必要があります。
霞委員	データの所有権は松戸市にあるということですね。 専門的な知識や技術を持つ印刷業者でないと対応できないものなのでしょうか。
都市計画課	先ほど申し上げた通り、この地図には約60種類のさまざまな情報を重ね合わせて作成しております。そのため、わずかなずれが生じてても正確な地図にならないことから、重ね合わせの技術やノウハウを有する事業者が必要となります。このような理由から、今回も地図測量会社を選定しております。
福田委員長	この内外地図は全国の自治体から受注しているんですか。

都市計画課	都市計画課で調べた範囲では、近隣自治体では受注実績はありませんでしたが、全国の官公庁などで受託実績のある業者です。
福田委員長	平成20年から継続している業者というところなので、競争性が働くような工夫をしていただければと思います。
	ありがとうございました。
	では、次の審議案件を審議します。
事務局	続きまして、次が最後の案件となります。37ページ、随意契約の案件で街づくり課発注の「松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事監理業務委託」です。事業概要は記載のとおりとなります。
	随意契約理由は38ページのとおりです。
	予定価格【非公表】、契約金額は51,480千円で落札率【非公表】でした。40ページをご覧ください。
	いただいたご質問につきまして回答いたします。
	質問1、工事監理の対象となる工事が実際に開始したのはいつですか。本件に先立って委託した、基本設計・実施設計その他の業務のそれぞれの予定価格、契約金額を教えてください。福田委員長からの質問です。街づくり課から回答いたします。
街づくり課	工事管理の対象となる松戸駅西口駅前広場ペDESTリアンデッキ改良工事につきましては、契約年月日が令和7年9月30日であり、実際に現場の工事を開始したのは令和7年12月です。本件に先だって委託した業務は4件あり、詳細は記載のとおりです。
事務局	続きまして、質問2、松戸市と契約相手方との過去5年間の契約の概要、問題点の有無、霞委員からの質問です。街づくり課から回答いたします。
街づくり課	令和4年度、松戸駅西口駅前広場設計業務委託、契約金額49,940,000円、契約の概要は、令和5年度以降に実施する工事

事務局	の発注図の設計委託を実施しております。また、令和6年度、松戸駅西口駅前広場修正設計業務委託、契約金額6,952,000円、契約の概要は、令和6年度中に実施した工事により明らかになった現場状況に合わせた修正設計等を実施いたしました。 街づくり課実施業務においては、問題点はございませんでした。 質問3, ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に係る随意契約の運用、要領、ガイドライン等（以下「運用等」という。）はありますでしょうか。あれば本件について運用等との該当性について、ご教示ください。 ② 随契理由にある、「整備を前提とした適切な設計・施工計画」について委託し成果を得た具体的業務名、発注年度、金額等をご教示ください。 ③ 本件設計額積算における歩掛の採用方法はどのようにしているのでしょうか。櫛下委員からの質問です。街づくり課から回答します。
街づくり課	①につきましては、松戸市における随意契約のガイドラインについては契約課にて作成しております。運用につきましては、ガイドラインの中で地方自治法施行令第167条の2第1項各号の該当条件及び例示がなされており、本件においては2号の「性質又は目的」が該当するとして条件の整理を行いました。詳細な理由につきましては随意契約理由書のとおりですが、過去に実施した設計委託の内容について、設計者以上の適格者はいないこと、隣接する松戸駅の設計についても熟知していること等を理由に随意契約といたしました。 ②につきましては、過去に同一業者より成果を得た具体的な業務は記載のとおりです。こちらは、先ほど説明した内容とすべて重複いたしますので、読み上げを割愛させていただきます。

	③につきましては、標準の歩掛が無い場合、参考見積を取得し、設計しております。説明は以上です。よろしくお願いします。
福田委員長	松戸駅西口の工事は平成24年から始まっているのですか。
街づくり課	設計がその頃から始まって、実際の工事自体は、平成26年頃からなんですけども、駅前広場の拡張だったりとか、デッキの改修工事を経て、令和7年度から開始した工事で、一旦、松戸駅の西口関連工事は完了する予定でございます。
福田委員長	今回、回答いただいたところで、予定価格と契約金額を列挙していただいたんですけども、24年、25年は予定価格より若干少なくなっているんですけど、【非公表情報を含むため一部記載省略】見積の取り方を変えたりしているんでしょうか。
街づくり課	平成24年、26年がどのように見積を徴取していたかは、把握しておりませんが、令和4年6月は業者から参考見積を徴収して、それに基づいて積算したところです。
櫛下委員	この工事は、建築工事ですか、それとも土木工事ですか。
	構造上のレベルが高いと思うので、道路構造物を採用しているってことですか。
街づくり課	建築工事として発注しておりますが、デッキ本体は土木構造物の扱いです。
櫛下委員	どの部分が松戸市の分担になってますか。
街づくり課	ペDESTリアンデッキすべてが松戸市です。
櫛下委員	J Rの部分っていうのは、接続する部分くらいですか。
街づくり課	そうですね。調整が必要なところはそういった部分です。
櫛下委員	完成予定は、いつ頃ですか。
街づくり課	令和9年8月31日工期末で発注しております。
櫛下委員	松戸駅の工事もその頃完成ですか。
街づくり課	駅の方は、来年5月頃と言われてます。

櫛下委員	国の業務においても、工事監理業務はよくあるんですけど、当然それは官積があると私は思っているんですけど、参考見積から積算しているんですか。
街づくり課	土木関係には積算基準がありますし、建築についても建物の延べ床面積などに基づいて積算する基準があります。しかし、本件のデッキは特殊な施設であり、面積だけで積算すると実態に合いません。例えばエスカレーターは床面積こそ小さいものの、設計には約１年を要する場合があります。そのため、標準的な積算基準をそのまま適用することができず、見積徴取をして設計金額を算出しています。
櫛下委員	委員の皆さんが気にされているのは、ＪＲ東日本の提示額をそのまま採用しているのではないかという点だと思います。国においては、以前は参考見積のみを活用することもありましたが、会計検査院からＪＲへの委託について厳しく指摘を受けたこともあり、現在は官積算を実施し、その結果と見積額を比較することで、金額の妥当性を確認するようにしています。金額の妥当性をどのように確認しているかという点は重要だと思います。人件費が中心であるとしても、ＪＲ東日本の提示額をそのまま採用していると受け取られないよう、官積算との比較など、金額の根拠となる資料をできる限り整えておくことが望ましいのではないかと感じました。
福田委員長	同様に、見積書を徴取するだけでなく、その内容を十分に精査した上で、必要に応じて事業者と協議を行い、金額の妥当性について十分に確認していただきたいと思います。少しでも経費の縮減が図れるよう、引き続きご協力いただければと思います。 他に何か質問はありますか、無いようでしたら抽出事案の審議を終わらせていただきます。 以上で、本日の審議はすべて終了しました。 事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

事務局	委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。 次回の委員会につきましては、来年１月から２月頃の開催を予定しております。日程につきましては後日改めて調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。
-----	--